

# 市税は納期限内に納めましょう！

市税は、納税者のみなさまが、自主的に、定められた納期限までに納めていただくことになっています。市税の納付をすっかり忘れるなど、納期限を過ぎても納めていただけないときは、納期限内に納付したみなさまとの公平のためにも、本来の税額のほか、延滞金も合わせて納付いただいたり、差押などの滞納処分を受けることもあります。



市税は、市が行う福祉、教育、防災、公共工事などの市民サービスに欠かせない貴重な財源です。市税を有効に活用するため、納期限内の納付にご協力をお願いします。

## いつでも、どこでも納付OK!! スマホ決済が便利です

★納期限内であれば、いつでもどこでも納付できます!!

(コンビニ収納用バーコード印字のある納付書が対象となります)

※納付できるスマホ決済アプリは、納付書の裏面に記載されています。

au PAY

d払い

PayB

PayPay



◆注意事項◆

領収書は発行されません。

金額が30万円を超える納付書や金額に訂正があるもの、法人市民税、市県民税・森林環境税特別徴収など取り扱いできない納付書もあります。

◆現在、口座振替をご利用の方◆

スマホ決済をご希望の方は、口座振替停止届出書を金融機関へ提出いただく必要があります。お手元に納付書がないため、スマホ決済をすぐにご利用いただけません。

◆令和5年度から地方税統一QRコード (eL-QR)を利用した市税の納付ができるようになりました!!

納付書に印字されている地方税統一QRコードを利用して、納付書裏面に記載の金融機関に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付可能となったほか、スマホやパソコンを使って、地方税共同機構が開設した「地方税お支払いサイト」により利用可能となる納付方法が大幅に拡充されました。

◆地方税お支払いサイト◆



色々な支払方法が選択できます

お勧めです!

※QRコードは株式会社テックウェブの登録商標です。

市税を納期限までに納付できないときは、「納付相談窓口」をご利用ください。



納付が困難だからといってそのまま放置していると、延滞金が発生します。納付額が増えるだけでなく、滞納処分の対象となります。病気や災害など、やむを得ない事情で、納期限までに納付ができないときは、早めに税務課債権管理室までご相談ください。「納付相談窓口」は、夜間や休日も開設していますので、必ずご相談ください。

【夜間納付相談】

第1・3水曜日 午後8時まで  
\*水曜日が休日にあたる場合は翌日

【休日納付相談】

第2日曜日 午前9時から正午まで  
\*状況により開設しない場合もありますので、事前にご確認ください。

市税の納付や納付相談に関するお問い合わせは  
銚子市役所 税務課 債権管理室まで  
電話 0479-24-8954 (直通)

⑧番窓口です